

鶴ヶ島市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年10月25日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 近 藤 英 基

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

3 監査の対象

鶴ヶ島市上広谷児童館指定管理者 NPO法人カローレ

4 監査の着眼点

令和3年度における指定管理業務に係る出納その他の事務の執行状況が関係法令等に基づき適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

提出された監査資料を精査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市西市民センター 第1学習室

日程：令和4年10月5日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、協定に基づき支払われた指定管理業務委託料は目的に従って執行され、事業も計画に沿って実施されており、出納その他の事務の執行も適正に処理されていると認められた。

今後も、適正な事務執行に留意し、より良い施設管理を目指した事業運営と児童福祉の増進に努められるように期待する。

8 団体概要

別添のとおり

鶴ヶ島市上広谷児童館 概 要

1 施設の概要

- (1) 名 称 鶴ヶ島市上広谷児童館
- (2) 所 在 地 鶴ヶ島市上広谷 6 5 1 番地 3
- (3) 目 的 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする。
- (4) 開 業 日 昭和 6 2 年 5 月
- (5) 規 模 敷地面積 1,677.79 平方メートル（内借地 694 平方メートル）
建物面積 446.00 平方メートル（鉄筋コンクリート造平屋建）
- (6) 施 設 遊戯室、集会室、図書室、静養室、事務室、湯沸し室、倉庫、更衣室、便所、駐車場、自転車置き場
- (7) 開 館 時 間
 - ア 4 月から 9 月まで 午前 9 時から午後 5 時 3 0 分まで
 - イ 1 0 月から 3 月まで 午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで
- (8) 休 館 日
 - ア 木曜日（その日が休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
 - イ 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで
- (9) 利 用 料 金 無料

2 指定管理業務の概要

- (1) 目 的 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び鶴ヶ島市児童館条例第 9 条の規定に基づき指定された指定管理者として、市と相互に協力し、上広谷児童館を適正かつ円滑に管理する。
- (2) 期 間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 業 務 内 容
 - ア 施設の運営に関すること

- ・児童館の管理・運営に関する基本的な考え方にに基づき事業を実施すること
- ・施設の利用申込の受付・利用承認

イ 施設等（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務

ウ その他設置目的を達成するために必要な業務

(4) 開館日数

令和3年度 289日

(5) 利用者数

令和3年度 17,458人

3 指定管理者の概要

(1) 名 称 NPO法人カローレ

(2) 所在地 鶴ヶ島市大字上広谷472番地10

(3) 代表者名 理事長 浅見 要

4 令和3年度指定管理委託にかかる収支状況

収入額（円）		支出額（円）	
委託金	18,222,000	人件費	10,680,677
		事業費	329,061
		事務費	586,778
その他	134,436	管理運営費	5,358,691
		本部経費	1,401,229
合計	18,356,436	合計	18,356,436

鶴ヶ島市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年10月25日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 近 藤 英 基

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

3 監査の対象

鶴ヶ島市西児童館指定管理者 NPO法人カローレ

4 監査の着眼点

令和3年度における指定管理業務に係る出納その他の事務の執行状況が関係法令等に基づき適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

提出された監査資料を精査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市西市民センター 第1学習室

日程：令和4年10月5日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、協定に基づき支払われた指定管理業務委託料は目的に従って執行され、事業も計画に沿って実施されており、出納その他の事務の執行も適正に処理されていると認められた。

今後も、適正な事務執行に留意し、より良い施設管理を目指した事業運営と児童福祉の増進に努められるように期待する。

8 団体概要

別添のとおり

鶴ヶ島市西児童館 概 要

1 施設の概要

- (1) 名 称 鶴ヶ島市西児童館
- (2) 所 在 地 鶴ヶ島市新町四丁目 1 7 番地 8
- (3) 目 的 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする。
- (4) 開 業 日 平成 1 4 年 1 2 月
- (5) 規 模 複合施設『つるがしま郷学の森』
敷地面積 4, 9 9 2 平方メートル
建築面積 鉄筋コンクリート造 2 階建
複合施設全体 2, 8 6 2. 0 4 平方メートル
西児童館部分 5 6 3. 6 9 平方メートル
※ 児童館部分は 1 階フロアのみ
- (6) 施 設 遊戯室、図書室、幼児室、集会室
事務室の一部、倉庫、便所
- (7) 開館時間 4 月から 9 月まで 午前 9 時から午後 5 時 3 0 分まで
1 0 月から 3 月まで 午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで
- (8) 休 館 日
ア 水曜日（その日が休日にあたる時は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
イ 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで
ウ 全館清掃日
- (9) 利用料金 無料

2 指定管理業務の概要

- (1) 目 的 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び鶴ヶ島市児童館条例第 9 条の規定に基づき指定された指定管理者として、市と相互に協力し、西児童館を適正かつ円滑に管理する。

(2) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 業務内容

ア 施設の運営に関すること

- ・児童館の管理・運営に関する基本的な考え方にに基づき事業を実施すること
- ・施設の利用申込の受付・利用承認

イ 施設等（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務

ウ その他設置目的を達成するために必要な業務

(4) 開館日数

令和3年度 288日

(5) 利用者数

令和3年度 11,991人

3 指定管理者の概要

(1) 名称 NPO法人カローレ

(2) 所在地 鶴ヶ島市大字上広谷472番地10

(3) 代表者名 理事長 浅見 要

4 令和3年度指定管理委託にかかる収支状況

収入額（円）		支出額（円）	
委託金	16,201,000	人件費	12,765,273
		事業費	328,478
		事務費	518,164
その他	60,000	管理運営費	1,539,188
		本部経費	1,109,897
合計	16,261,000	合計	16,261,000